

身寄りがない方への支援の在り方ガイドライン

令和 3年 1月

令和 6年 11月 改訂

始 良 市

○ 本ガイドラインは、始良市の支援体制及び対応方針を掲載しています。

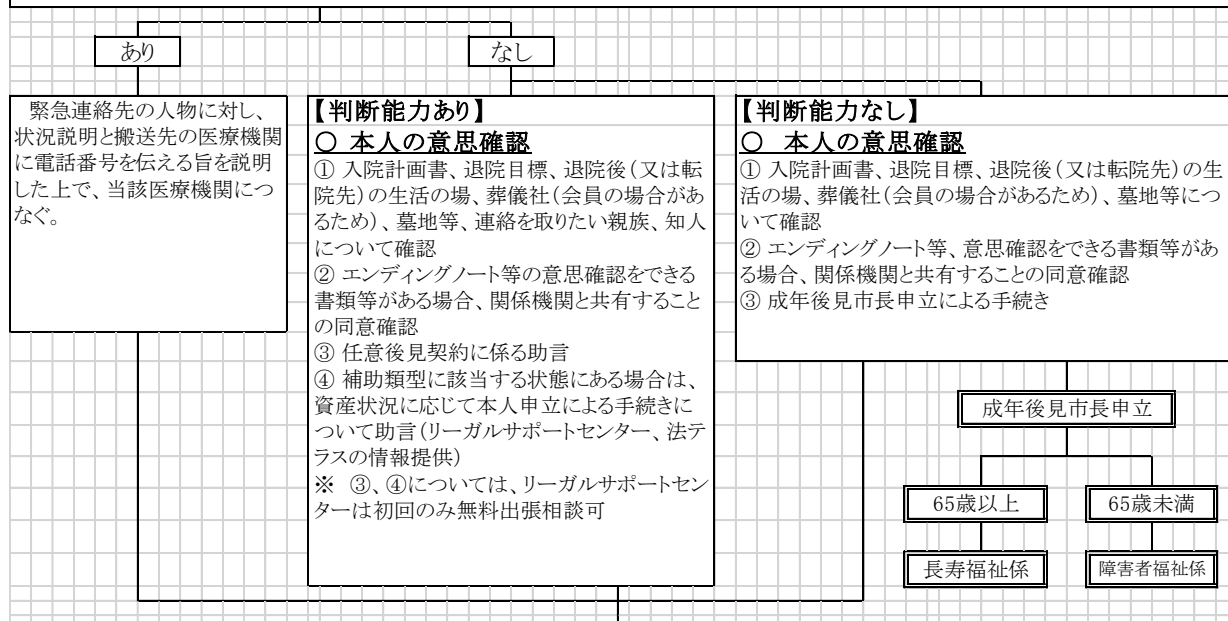
1 入院から退院に係る始良市の支援体制

身寄りが判明していない方が入院せざるを得ない状況になったときに、医療機関との連携が円滑にできるように次の流れを踏まえて支援をすることとする。

緊急連絡先等が不明、もしくは不通による医療機関等から市役所への相談
→相談窓口：市民相談センター(0995-66-3111 内線612)

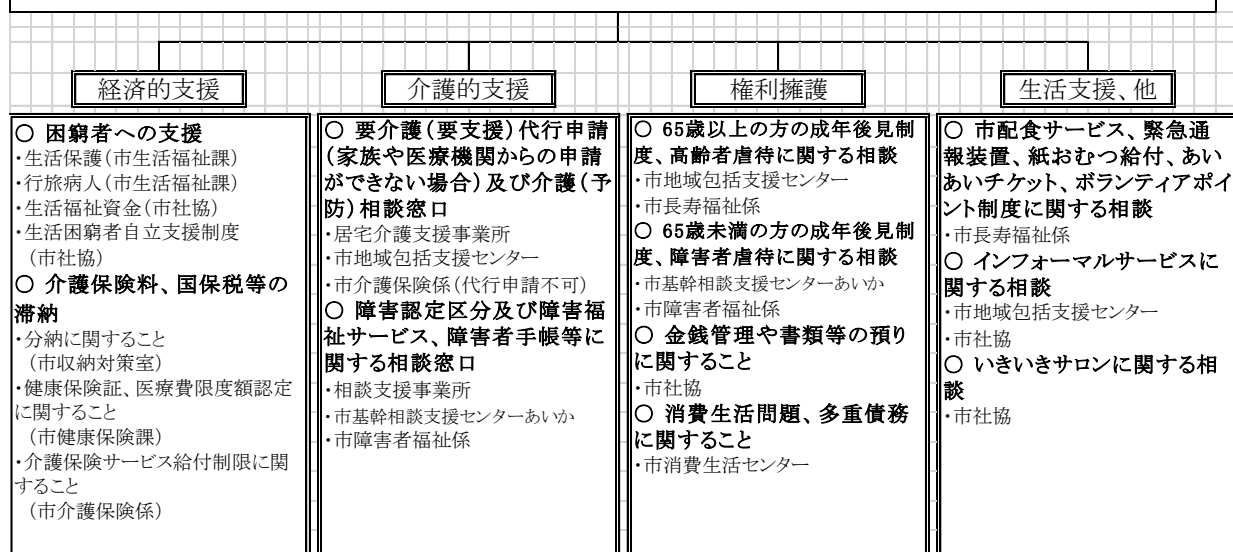
(市による確認方法)

- ・ 本人・民生委員・自治会長・地域包括支援センター・基幹相談支援センターあいか
- ・ 要介護(要支援)認定者である可能性がある場合は、介護保険係にて、認定申請書又は担当居宅介護支援事業所の有無について照会
- ・ 障害者手帳所持者の可能性がある場合は、障害者福祉係、基幹相談支援センターあいかにて照会



【入院中・退院後の支援】

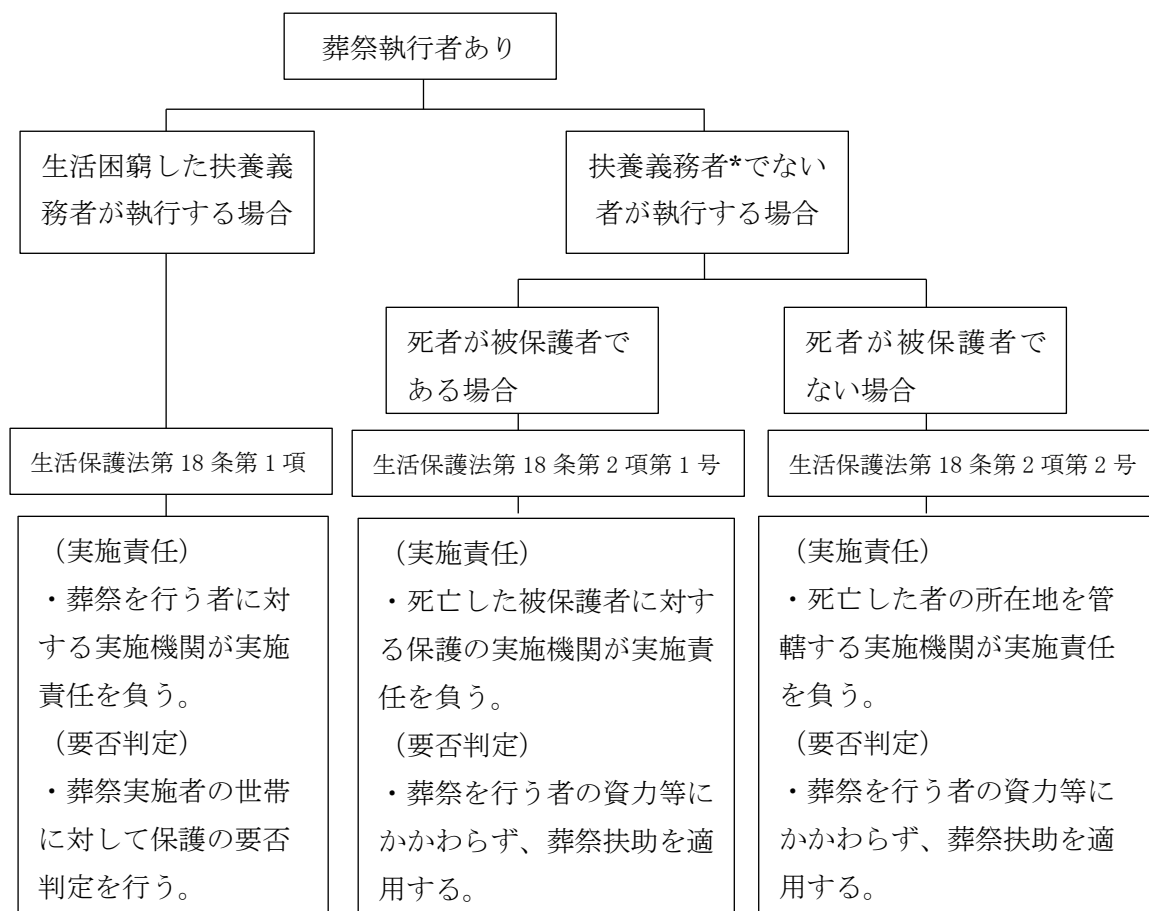
退院後の支援を必要とする状態にある場合、当該医療機関と連携を図るべき担当機関(庁内関係部署、又は居宅介護支援事業所等の関係機関から1か所)を定めておき入院中から連携を図れるようにしておく。



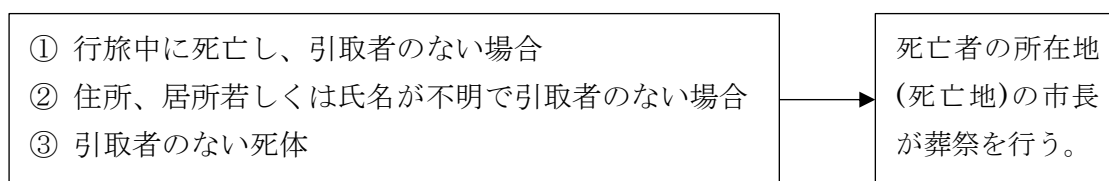
2 身寄りのない方（単身者）が亡くなった場合の手続き

(1) 関連制度（参考：生活と福祉第 455 号）

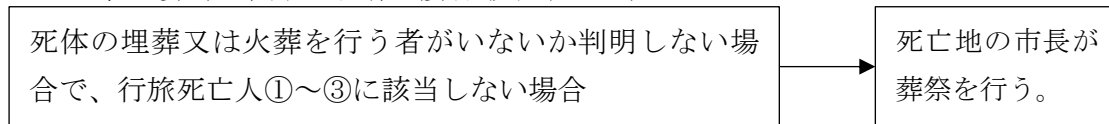
ア 生活保護法



イ 行旅病人及行旅死亡人取扱法（葬祭執行者なし）



ウ 墓地、埋葬等に関する法律（葬祭執行者なし）



* 扶養義務者・・・3 親等以内の直系血族（曾祖父母から曾孫）と兄弟姉妹、配偶者

3 身寄りのない方が亡くなった場合の相談窓口

福祉部 市民相談センター 市民相談係 ☎0995-66-3111（内線 612）

※上記部署を第一の窓口とし、その後の対応、関係部署等については市役所内部で検討を行う。

4 火葬及び埋葬の取扱い

① 身元が判明している場合

生活保護受給者の場合には、生活保護法に基づく葬祭扶助等で対応することが考えられる。生活保護受給者でない場合に、火葬・埋葬を執り行う者がいない場合には、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」という。）第9条第1項の規定に基づき、始良市が火葬、埋葬を執り行う。ただし、身寄りがいない方が病院で亡くなった場合には、死亡届等において病院の協力を要する。

② 身元が判明しない場合

身元不明者の死亡については、「行旅死亡人」として行旅病人及行旅死亡人取扱法（以下「行旅法」という。）第7条第1項の規定に基づき、始良市が火葬、埋葬を執り行う。ただし、身元不明の方が病院で亡くなった場合には、火葬許可申請等において病院の協力を要する。

5 引取り手のない遺留金品の取扱い

(1) 遺品について

ア 生活保護受給者の場合

生活保護受給者の場合については、葬祭を行う扶養義務者がいないときや、遺留金品で葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないときに、葬祭扶助（20万円前後）を行うことができるが、この費用についても、遺留の金銭・有価証券で充当しても不足する場合には「遺留の物品」を売却して充当することとされている（生活保護法第76条）。

ただし、充当後の遺留金品（葬祭費用等に充当してもなお残った遺留金品）については、遺留金品を相続する方が明らかでないため、相続財産管理人を立てる手続きを行う必要があるが（民法第952条第1項）、これを請求する者及び相続財産管理人が選任されるまでの間の遺留金品の保管等に関する具体的な法的根拠がないため、事案ごとに個別に検討する必要がある。

イ 行旅死亡人の場合

行旅死亡人の遺品については、行旅法第12条において、保管に不相当の費用や手数を要する場合等を除いて、市が保管することとする。ただし、充当後の遺留金品については、アの場合と同様、遺留金品の保管等に関する具体的な法的根拠がないため、事案ごとに個別に検討する必要がある。

ウ 市営住宅入居者の場合

平成29年1月25日「公営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応方針」

が示されている。

エ ア～ウのいずれにも該当しない場合（身元が判明している孤独死の場合など）

相続人の存在が明らかでない場合については、家庭裁判所への利害関係者又は検察官の請求により相続財産管理人を選定することになる（民法第 952 条第 1 項）。

この場合もア、イのケースと同様に、充当後の遺留金品については、遺留金品の保管等に関する具体的な法的根拠がないため、事案ごとに個別に検討する必要がある。

(2) 遺留金について

ア 生活保護受給者の場合

生活保護法第 76 条に基づき、葬祭費用に充てることができる。

イ 行旅死亡人の場合

行旅法第 11 条及び墓埋法第 9 条第 2 項において、埋火葬等に要した費用に充当する。

ウ ア、イにより、それでもなお、残余が生じる場合は、生活保護上では、速やかに相続財産管理人の選任を請求し、引き渡さなければならないとされている。

生活保護法以外の場合についても、現行法上特段の規定は見当たらないため、民法の規定に基づき相続財産管理人の選任を経て、最終的に国庫に帰属することになる。（民法第 951 条から第 959 条）